

知的財産情報開示指針
特許・技術情報の任意開示による
企業と市場の相互理解に向けて

平成16年1月
経済産業省

<目次>

第1章 知的財産情報の開示の意義と背景	1
1．企業価値における知的財産情報	1
2．経緯	3
3．本指針の対象とする知的財産	4
第2章 知的財産情報開示の考え方	5
1．インベスター・リレーションズについて	5
2．本指針の考え方	5
第3章 知的財産情報開示の媒体	8
1．情報開示の媒体	8
2．制度開示との関係	9
3．開示への組織的取組	9
第4章 知的財産情報開示の項目	9
第5章 開示情報の利用への期待	17

第1章 知的財産情報の開示の意義と背景

1. 企業価値における知的財産情報

我が国産業競争力強化の観点から、知的財産の創造・保護・活用を強力に促進することによって経済及び文化の持続的発展を目指す、いわゆる「知的財産立国」を実現することが喫緊の課題である。

知的財産立国の実現を目指し、我が国では、昨年来「知的財産戦略大綱」及び「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(以下「知的財産推進計画」という。)に基づき、知的財産の創造及び保護を中心に、各種の制度改革が並行的、かつ、急速に進められているところである。

しかし、知的財産の創造・保護・活用という「知的創造サイクル」を完結するには、知的財産の創造・保護だけでなく、その活用をも飛躍的に促進しなければならない。このためには、知的財産を積極的に活用する経営戦略を有する企業、すなわち、いわゆる「知財経営」を実践する企業が、市場において適正に評価されつつ持続的な成長を実現し得る環境を整備することが重要であり、これにより我が国においてこのような企業が大幅に増加し、世界市場を牽引していくことが期待される。

経済産業省では、この認識から、知的財産を自社の競争力の源泉として経営戦略の中に位置づけ、その戦略的な取得・管理を行おうとする企業の参考となるべき指針として、平成15年3月に「知的財産の取得・管理指針」を策定し、同時期に「知財経営」を実践する企業が知的財産に関する情報を開示し、市場において適正な評価を得られることを目的として、「特許・技術情報の開示パイロットモデル」を策定した。

指針及びパイロットモデルの検討の過程では、我が国産業競争力に関するいくつかの興味深い事実が明らかになった。

まず、マクロベースで見ると、我が国の研究開発と競争力との関係について1980年代と90年代を比較すると、他の先進国では研究開発投資の増加と技術進歩率が比例関係にあるのに対して、我が国では例外的に研究開発投資の増加にもかかわらず技術進歩率が低下していることが明らかになった。このことは、国際的な市場競争が激化する中で、知的財産の保護の強化を通じた質の高い効率的な研究開発の実施が不可欠な時代となったにもかかわらず、我が国全体としては研究開発の効率を高めることに成功しなかったことを示している。

また、ミクロベースで見ると、90年代では研究開発の効率性が企業の収益性と相

関関係を持つようになり、その収益への影響力が大きくなっていることが明らかになった。これは、企業の収益性を左右する要因として知的財産の重要性が高まっていることを示している。実際に、米国等の優良企業の多くや、90年代以降の低迷する経済情勢の中で高い収益を上げている我が国企業の多くが、知的財産を重視した知財経営を実践していることが明らかになっている。

他方、市場側から見ると、近年、株式の時価総額から有形資産で説明される部分を減じた、いわゆる「無形資産」の企業価値に占める割合が高くなっていると言われており、無形資産の中でも知的財産に係る情報の重要性が特に指摘されている¹。ところが、有形資産に関する情報とは異なり、一部の先進的な企業を除いては、無形資産に関する情報は企業外部に開示される例はほとんど見られなかった²。

このような状況が継続すれば、企業と市場関係者（機関投資家、個人投資家、アナリスト等）との間で情報の非対称性が増大し³、優れた知財経営戦略を有する企業が適正に評価されず、又は優れた知財経営戦略があっても結果的に資本調達費用が上昇してしまう恐れがある。

知的財産立国実現に向けて一層の知的財産の活用を促進するには、企業が自社の競争力強化と企業価値最大化の観点から、知的財産の重要性を認識し、事業戦略及び研究開発戦略との連携を図りながら知的財産戦略を策定する取組が重要である。同時に、このような知財経営に積極的に取り組む企業が、事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略の3つの戦略を三位一体として展開している態様を市場に開示したときに、その取組が正当に評価されることも重要である。これらの要素は、今後、我が国企業が国際的な市場競争と研究開発競争を生き残っていくには不可欠である。

本指針は、この認識の下、企業と市場との間に、知財経営に係る相互理解が確立されることを期待して、知的財産の情報開示の一つの目安を示すことを目的とするもの

¹ 日本インベスター・リレーションズ（IR）学会が、無形資産など財務諸表に載らない価値のうち何を投資家が評価しているのか質問票調査を行った結果、情報開示（1位）技術・知的財産（2位）の情報を重視していることが分かった。（平成14年6月19日日本経済新聞朝刊より）

² 故渡邊俊輔氏（当時、（株）リンクス・プロ代表取締役社長）の製造業主要100社を対象にした調査によると、何らかの形で技術・特許情報の開示を行っている企業は52社であり、うち、何らかの定量的情報を提供している企業は10社程度しか無いことが分かった。（平成13年12月～平成14年1月実施）（「知的財産」（渡邊俊輔編著・東洋経済新報社）「経理情報（2002.4.10）」）

³ 情報の非対称性が増大すると、逆選択の危険が生じ、評価の対象となる企業が平均値でしか評価されず、優良企業が過小評価され、資本コストが増大することになる。従って、市場全体が停滞するとともに、投資家にとっては利益を得る機会を逸することになる。

である。

2. 経緯

政府では、我が国の国富の源泉となる知的財産の創造のより一層の推進と、その適正な保護・活用により、我が国経済・社会の活性化を目指す具体的な改革行程として、平成14年7月に知的財産戦略大綱を取りまとめ、同年11月には知的財産基本法を制定した。また、平成15年7月には知的財産戦略本部から、各省庁の具体的な施策の実現を定める「知的財産推進計画」が公表され、「知的財産立国」の実現に向けた改革を加速させているところである。

知的財産推進計画では、知的財産の情報開示について下記のとおり記載された。

第3章 活用分野

1. 知的財産の戦略的活用を支援する

(2) 知的財産の情報開示を促進する

証券市場が個々の企業における知的財産の位置付けを事業との関係で的確に把握できる開示の在り方を検討する必要がある。企業による自主的な知的財産の情報開示について、環境報告書・環境会計の例に倣い、以下の取組を行う。なお、情報開示を行うか否かについては、個別企業の判断に委ねるべきである。

）知的財産と証券市場のコミュニケーションを高めるため、経済産業省が作成した「特許・技術情報の開示パイロットモデル」(2003年3月公表)を踏まえ、知的財産情報開示促進のための実現可能な指針を2003年度中に策定する。

(経済産業省)

）有価証券報告書等における知的財産に関する記載や会計情報の開示の在り方について、2003年度から検討を開始する。

(金融庁、経済産業省)

知的財産推進計画では、企業が知的財産を自社の競争力の源泉として企業戦略の中に位置づけ、これを事業活動に組み込むことにより、収益性と企業価値の向上を図ることが期待されている。また、資本市場との関係において、企業の事業戦略・研究開

発戦略と一体となった知的財産戦略への取組が正当に評価されることが求められている。

本件につき、経済産業省では、平成14年度から本件に関する本格的な検討を開始し、平成15年3月には産業構造審議会知的財産政策部会経営・市場環境小委員会で「特許・技術情報の開示パイロットモデル」(以下「パイロットモデル」という。)を取りまとめた。また、平成15年度は、知的財産推進計画で決定された情報開示の指針策定に向けて、パイロットモデル試行事業の参加企業13社による試行結果及び市場関係者からの評価を踏まえ、産業構造審議会知的財産政策部会経営・情報開示小委員会において、パイロットモデルを修正する形で検討を進めてきた。

本指針は、競争力強化と企業価値最大化のために戦略的に知財経営に取り組んでいる企業が、市場において投資家と対話を行う場面において、その取組が適切に評価されるよう、企業価値の評価やその修正に当たって必要となる、知的財産に係る情報の適切な開示項目を整理したものである。このため、本指針は法や規則により強制されるべきものとしてではなく、あくまでも企業・投資家双方の便宜のために提供されるものである。

本指針を参考として、企業が、知的財産の戦略的な取得・管理・活用の情報を戦略的に開示し、その取組が正当に評価されることにより、企業が企業価値を高めていく環境が整備されて、ひいては我が国経済の高付加価値経済への転換が促進され、我が国の産業競争力が高まることが期待される。

3. 本指針の対象とする知的財産

本指針で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。(知的財産基本法第1章第2条)

このうち、特に本指針が対象とするのは、製造業における特許等の知的財産及び研究開発に関連する情報を事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略の三者の関係の下に開示する例である。非製造業への適用は、その事業における特許等の知的財産や研

究開発の重要度に応じて、適宜、検討されるべきである。

第2章 知的財産情報開示の考え方

1. インベスター・リレーションズについて

知的財産情報開示は、企業の知財経営を表すものであるから、インベスター・リレーションズ（以下「IR」という。）において行われるべきである。IRとは、資本市場を対象とした財務、市場戦略及び投資家との対話の統合体であり、市場での適正な評価及び企業価値の向上を期し、経営者が責任を持って取り組むべき戦略的事項である。

IRでは将来事象など不確定な要素を伴う情報の発信も必要となることがある。こうした情報発信は一定のリスクを伴うが、そのリスクを回避するために、不確定要因に係るリスクについて注意書きを行うことにより情報発信のリスクを回避し発行体の責任を免除すること（セーフ・ハーバー・ルール）がある。不確定な要素を伴う情報については、注意書きを行うことにより、情報発信のリスクが回避される。

発行体の免責（セーフ・ハーバー・ルール）と対をなすものとして、開示方針（ディスクロージャー・ポリシー）がある。これは、情報発信にあたって、企業として、「一定の方針のもとに、一定の内容を、誰が責任をもって開示するのか」という方針である。たとえば、不確定性の大きな情報については開示しない、守秘義務を伴う情報は開示しない、戦略上重要な情報の詳細は開示しない、という方針をもつことが考えられる。こうした方針自体を開示することにより、発信される情報の意味が明確となり信頼性が増すことが期待される。

2. 本指針の考え方

本指針は、投資家の要望と企業の制約条件を踏まえ、企業と市場の知財経営に係る相互理解の確立を目指して、IRのうち、あくまでも任意の開示として、企業が将来収益の源泉たる知的財産を有効活用している態様を効率的、かつ、効果的に市場に示すことができるよう取りまとめたものである。

具体的には、以下の考え方に従って開示を行うことが望ましい。

(1) 投資家の要望

投資家は、特許・技術そのものの内容よりも、これらがいかに当該企業の戦略及び組織と結びついているかに関心を持つ傾向にある。従って企業は、その取組を可能な範囲で市場に伝えると共に、市場からの意見を企業経営に活かすよう努めることが望まれる。

平成15年10月に「特許・技術情報の開示に関する研究会」(経済産業省委託研究)が、機関投資家向けに行った質問票調査によると、投資家が企業価値を評価する時に判断材料として活用される割合が高い項目、及び投資家が必要としているにもかかわらず十分な開示がなされていない項目は、以下のとおりであった。

要望が特に高い項目

- ア) 企業のコア技術に関する概略
- イ) 企業・事業の戦略
- ウ) 基本特許の期限、法的訴訟の顛末等知的財産にかかわるリスク情報

要望の高い項目

- ア) 主要製品(及び基本特許)による売上が全売上高に占める比率
- イ) 技術の市場性・市場優位性についての経営者の分析と討議
- ウ) 企業のビジネスモデル(事業モデル)

また、これらと併せて、知的財産のポートフォリオに関する方針、及び知的財産取得状況など企業が内部管理に使用している情報を希望するとの回答があった。

更に、より良い投資判断に資するため、これらの情報開示に当たっては、前提条件となる事項及び数量的裏付けを伴うことを望むとの回答もあった。

(2) 企業の制約条件

各企業とも、その知的財産戦略の中で「営業秘密」に属する技術情報を管理しているが、本指針は、その営業秘密の開示を求めるものではない。営業秘密に属する技術情報としては、例えば、特許出願前の技術情報、製造ノウハウ等が考えられるが、これらはいったん企業外に流出してしまうと、当該企業の競争力を害する恐れがあるか

らである。

他方、上記質問票調査では、投資家が求めているのは、個別具体の特許や技術情報ではなく、投資家向け広報の中で企業の経営陣が発する経営方針に関する説明を裏付ける情報、すなわち「知財経営」が実践されていることを示す情報であることが明らかになっている。

本指針の検討の過程では、企業側から、市場が上記のような営業秘密の開示を求めているのではないかとの懸念が示されたが、投資家は営業秘密の開示を求めているものではない。仮に、営業秘密の開示を求められたとしても、企業側が戦略的に開示を断ることも重要である。

(3) 本指針における開示の考え方

あくまでも任意の開示であること

本指針は、経済産業省が産業政策的、かつ、知的財産政策的な視点に立って、知財経営の促進とこれを実践する企業に対する適正な評価を期待して、一つの目安として策定するものであり、市場に参加する者を強制し、又は規制するものではない。このため、本指針に従って行われる開示は、あくまでも任意のものであり、いわば、企業と市場との間の知的財産に関する対話の共通言語を与えるものである。

「知財経営」を表すものであること

市場が求めている情報は、知財経営の有無、すなわち、事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略が三位一体となって構築・実施されているかどうかであり、前述のように、特許出願前の技術情報や製造ノウハウ等の営業秘密そのものではない。本指針は、このような市場からの要望を前提として、企業の知財経営の実態を明らかにすることを目的としており、IRの中で発せられる企業経営陣の経営方針に関する説明が信用に足るものであるかどうかについての目安を与え、当該企業が持続的成長可能性を有するか否かを正しく市場に伝えることをその使命としている。

前提条件となる事項や数量的裏付けを伴うこと

特許や技術が、財務諸表で示される動産や不動産等と大きく相違する点は、客観的な外部市場がないために評価が難しいことである。このため、知的財産に関する情報が開示されたとしても、その開示された情報の意味づけが極めて重要であり、市場側

としては、情報の前提条件や数量的裏付けを伴わない開示では、これを受け入れることは困難である。本指針の検討に際しては、数量的裏付けは市場側に誤解を与えるのではないかとの懸念を示す企業もあったが、誤解を避けて適切な評価を引き出すためには、むしろ、可能な限り前提条件と数量的裏付けを伴った開示を行うことが望ましいと言える。

連結ベースかつセグメント単位であること

企業会計では、子会社・関連会社を含んだ連結ベース、及び事業の実質的単位である「セグメント（事業部門）」単位にて開示が行われており、知的財産の情報開示においても、このような区分に平仄を合わせた開示を行うことが投資家の理解に資する。

連結ベースでの開示では、子会社・関係会社間のライセンス取引収入等が相殺されるので、グループ全体としての実質的な収益力を示す観点から重要である。また、個々の事業の収益力を示す観点からは、形式的な会社単位の情報の開示だけでなく、事業の実質的単位であるセグメント単位の情報の開示についても期待されるところである。

そして、このように連結ベースでの開示に加えてセグメント単位の開示が行われる場合には、各セグメントや企業グループ全体で開示される情報の形式及び前提条件に整合性を持たせて、情報の受け手である投資家の理解を容易にすることが望まれる。

大企業のみならず中小・ベンチャー企業にも有効であること

本指針の作成に当たっては、研究会に参加した大企業を中心に検討が行われてきた。しかし、知的財産の情報開示は、企業の規模によって有効性が限定される訳ではなく、中小・ベンチャー企業にも資するものとする。むしろ、中小・ベンチャー企業の中には経営資産における知的財産の割合が高い企業が多いことから、知的財産の情報開示がより有効に機能する場合も多いと言える。実際に、中小・ベンチャー企業の中には、既に相当程度の知的財産情報を開示し、資金調達などに役立てている企業も少なからず存在している。

第3章 知的財産情報開示の媒体

1. 情報開示の媒体

企業は、発行体として、情報の内容を勘案し、受け手の要望を考慮に入れて、適切

な媒体を選択することが必要である。その媒体としては、決算短信、事業報告書、年次報告書（アニュアル・レポート）、IR説明会用の資料や口頭での説明、ウェブサイトへの掲載等が考えられる。しかし、投資家には、企業の知財経営の方向性を簡潔にまとめた一覧的な開示への要望が強いことから、複数の資料において分散している情報を含め、年次報告書の中等に知財経営の視点から整理し直した「知的財産報告書」を作成することが望まれる。

2．制度開示との関係

本指針に基づく開示は、制度として強制されるものではない。したがって、開示に当たっては、関係者の利便を考慮の上、企業側の戦略的判断により、媒体や方法に工夫をこらすことが望まれる。

3．開示への組織的取組

IRは、最終的には経営者が責任を持つべき事項である。したがって、企業には、開示が一定の方針に従い、整合性をもって行われることを保証する組織的な取組が求められる。

第4章 知的財産情報開示の項目

投資家の投資判断上有益であり、知的財産情報開示を行う際に開示されることが望ましい項目は、下記のとおりである。

1．中核技術と事業モデル

開示内容例（期待される効果）

中核技術の明示（競争優位の源泉）

セグメント別研究開発投資額（企業成長とその方向性の推定）

研究開発の方向性と事業モデル（企業成長とその方向性の推定、利益が得られる仕組みの確認）

【意義】

何が当該企業の中核技術であるかを明示することは、企業の収益構造とその均衡、今後の競争優位性、及び将来の潜在的な収益力を判断する際に重要であり、適切な開示が望まれるところである。また、セグメント別の研究開発投資額は、当該企業がどのような重点投資戦略を採用しているか、及びその成長の方向性を推定させるものとして重要である。

中小・ベンチャー企業の視点では、特許・技術内容と事業モデルの連動が最も重要な投資判断基準となることが多いと考えられることから、他社にない優位性を示す等、より詳細な説明が求められる。

2．研究開発セグメントと事業戦略の方向性

開示内容例（期待される効果）

研究開発分野毎の事業戦略の概要と方向性（将来キャッシュフロー源泉の認識と成長性の推定）

【意義】

研究開発が収益に結びついている企業は、事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略の3つの戦略が、一体となって整合性をもって機能している場合が多い。すなわち、このような企業は、自身の事業戦略に応じた意識的な研究開発投資によって、収益力を維持向上していると言える。よって、研究開発セグメントを企業の事業戦略との関係で分析することにより、当該企業の成長性の予測が促進される。

ここで言う「事業戦略」について求められる情報は、企業の大きな方向性であり、企業の営業秘密に関わる詳細で、かつ、個別具体的な技術情報ではない。また、競合企業や提携企業等、他の企業との関係で守秘すべき情報の開示を求めるものではない。更に、不確実性が高く利害関係者を誤導する可能性のある情報は、断定的な表現により示すべきではない。予測を伴う情報の開示にあたっては、その前提条件を合わせて示すべきである。

3．研究開発セグメントと知的財産の概略

開示内容例（期待される効果）

主要知的財産の種類と用途又は潜在的用途（将来キャッシュフロー成長性の推定）

【意義】

開示項目2の分析と共に、既に取得し、又はこれから取得しようとしている知的財産の概略を示すことにより、事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略の相互の密接関連性が明らかになり、三者の戦略的な展開が示される。このため、当該企業の将来キャッシュフローの成長性を知るには、当該企業が研究開発戦略に応じた知的財産の取得を行っているか否かを把握することが重要であると言える。そこで、知的財産の概略の開示としては、開示される知的財産と当該企業の特性及び競争優位性が、関連付けを持って示されることが望まれる。

知的財産の概略については、単体先端技術分野と複合先端技術分野との間で比較すると、一つの特許からもたらされる収益性は大きく異なるのが通常である。したがって、技術の種類に適合した開示の工夫が求められる。

先述の質問票調査では、企業の主力製品・サービスが企業の全売上に占める割合や、その金額の開示が有用とされる。また、売上に占める新製品売上の割合の時系列的推移に関わる情報も有用とされる。企業の経営管理において利用している情報であって投資家にとっても有用なものを、可能な範囲で開示することが望ましい。

4．技術の市場性、市場優位性の分析

開示内容例（期待される効果）

競争優位分野での知的財産・技術の蓄積を示す情報（将来キャッシュフローとその時期、成長性の推定）

技術用途、潜在顧客、市場の成長可能性（同上）

【意義】

製品やサービスの差別化を図ることのできる知的財産、すなわち特別の機能、付加価値、優れた意匠等の基礎となる知的財産については、当該商品又はサービスの市場の特性、規模及び成長性並びにその知的財産によってもたらされる市場競争力を経営者が分析提示して、市場関係者と意見交換を行うことが有益である。これにより企業側と市場側の互いの視点の乖離を埋めることが期待される。

市場性や市場優位性の分析は、本来、市場関係者が行うものである。ここで求められる経営者による分析は、経営者の構想力を問い、意見交換を行う材料とするためのものである。分析に当たっては、前提条件を併せて説明することが求められる。

また、中小・ベンチャー企業の視点では、先行技術・特許に対し、自社特許の優位性を説明することも重要になる。

5 . 研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携

開示内容例（期待される効果）

研究開発組織体系図と知的財産管理組織（将来企業成長の方向性、戦略的知的財産管理の確認、研究開発から商品化への速度の期待）

研究開発の戦略的協力・提携（戦略的知的財産管理の確認）

【意義】

企業の組織形態は、当該企業の経営戦略や市場環境と適合していることが必要である。また、持株会社制、カンパニー制等の企業全体としての組織形態における研究開発組織や知的財産管理組織の位置づけ、及び研究開発協力・提携の概要やパテント・プールへの参加等の企業外の組織との関係の概略は、企業組織の効率性の分析に役立つことから、適切な開示が望まれるところである。さらに、企業が技術提携を結ぶために行う他社への投資の情報についても、企業の技術力を計る上で重要な情報であり、本項目で記すことも考えられる。

ここでの開示では、細分化された企業組織の内部情報を求めるものではない点に注意が必要である。

更に、研究開発協力・提携については、必要な場合に適切に外部資源の活用が図られているか否かを知るためのものであり、研究開発協力・提携の必要のない場合にこれを行うことを求めるものではないことは当然である。また、他の組織との契約条件等守秘すべき情報の開示を求めるものでもない。

なお、中小・ベンチャー企業の視点では、研究開発協力・提携に関する情報がより重視されると考えられる。

6 . 知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む）

開示内容例（期待される効果）

事業戦略に照らした指針実施の旨（企業業務プロセス健全性の推定）

【意義】

知的財産の取得・管理、営業秘密の管理、技術流出の防止等を統合的に行うことにより、知的財産の毀損を抑制し、かつ、富の創出過程の効率化が図られていることが示される。

知的財産の取得・管理にかかる知的財産戦略については、事業戦略や研究開発戦略と三位一体として実施され、知財経営に向けた取組が示されることが望まれる。また、優秀な人材の育成及び確保の観点からは、当該企業が従業者に対して知的財産創造に向けた誘因をいかに付与しているかについて、特に、職務発明をした従業者に対する報償又は奨励金の支払いや発明表彰等の処遇についてどのような規程を設けているかが示されることが望まれる。

また、営業秘密管理及び技術流出防止については、企業内に保有されている技術情報等が、意図せず社外に流出しないよう、国際的な視点も含め、全社的な戦略の確立及び体制の整備ができているかについて示されることが望まれる。

7. ライセンス関連活動の事業への貢献

(1) 特許のライセンス収入等がより重要な位置を占める企業の場合

開示内容例（期待される効果）

主要セグメント又は技術分野毎のライセンス収入及び支出、その戦略的意義（キャッシュフロー実現の確認、安定性の推定）

(2) 特許を自社利用することに、より重点をおいた戦略を採っている企業の場合

開示内容例（期待される効果）

特許の戦略的ライセンス方針、クロスライセンスの実施等（キャッシュフロー実現の確認、安定性の推定）

【意義】

(1) 特許のライセンス収入が企業収益の重要な位置を占める企業と、(2) 特許を自社利用することに重点を置いた戦略を採っている企業とでは、ライセンス関連活動の事業への貢献の度合いが大きく異なる。このため、本項目においては企業の類型毎に望ましい開示方法を分けて記載している。

まず、(1)のタイプの企業、すなわち、米国に多く見られる研究開発型企業のように、知的財産に関わる収入及び支出が事業モデルの中核に位置する企業の場合は、ライセンス収入・支出に関する情報が投資家の重要な判断材料として必要である。しかし、ライセンス収入は、一般論としては、会計上は収益として独立して表示されることが稀であり、営業外収益の中に入れて記載されている。このため、通常の決算書類からは企業の収益構造におけるライセンス収入の位置づけが明らかではなく、当該企業が知的財産の活用により継続的なキャッシュフローを獲得する事業構造に転換をしたとしても見逃してしまうおそれがある。そこで、(1)のタイプの企業は、主要セグメント又は技術分野毎にライセンス収入・支出の合計を示すことが望ましい。

また、各企業の経営戦略上で重要であれば、国内のライセンス収入・支出に関する情報だけでなく、海外でのライセンスも含めた情報を開示することが望ましく、その際には主な相手国毎に分けて示すことも考えられる。

なお、ここで言う「ライセンス収入」とは、基本的には特許権実施料収入であり、実施権設定時の一時金等を含むことがある。このようにライセンス収入の内容については企業によって定義が異なることが想定されるため、定義を付すことが望まれる。

他方、(2)のタイプの企業、すなわち、我が国の一般的な製造業企業のように、特許を自社利用することに重点をおいた戦略を採っている企業の場合は、次の項目8（特許群の事業への貢献）が重要な情報として求められることになる。一方、本開示項目7（ライセンス関連活動の事業への貢献）については、例えば、クロスライセンスを戦略的に行っている企業の場合は、その旨の説明があれば十分であり、それ以上の数値情報等は、かえって市場に誤解を与えることもあり得るので、あえて開示する必要はないと言える。

8．特許群の事業への貢献

(1) 特許のライセンス収入等がより重要な位置を占める企業の場合

開示内容例（期待される効果）

主要セグメント又は技術分野毎の保有特許件数及びその戦略的意義（キャッシュフロー源泉の確認、安定性の推定）

(2) 特許を自社利用することに、より重点をおいた戦略を採っている企業の場合
開示内容例（期待される効果）

主要セグメント又は技術分野毎、かつ、特許の実施の態様別（自社実施中の特許、将来事業化予定の特許、防衛特許 / その他）に分類した保有特許件数とその戦略的意義（キャッシュフロー源泉の確認、安定性の推定）

ただし、「実施の態様別の分類」については、企業において戦略的又はやむを得ない理由がある場合には、「自社実施中の特許」及び「それ以外」の2分法に簡素化する選択肢又は実施の態様別の分類を行わない選択肢も考えられる。

【意義】

特許の取得・管理と企業の競争優位との関係が示唆される数量的情報が開示されることにより、開示情報に含まれている当該企業の事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略の三戦略の統合的展開に関する定性的記述が客観的に裏付けられることが期待される。

まず、(1) 特許のライセンス収入等が重要な位置を占める企業の場合は、開示項目7（ライセンス関連活動の事業への貢献）により事業への貢献の態様が示されるので、本項目では、主要セグメント又は技術分野毎の特許の保有件数を示せばそれで足る。

他方、(2) 特許を自社利用することに重点を置いた戦略を採っている企業の場合は、特許群の現在及び将来の事業への貢献の実態、並びに研究開発投資の成果としての特許取得の実態が概略的に分かるような情報を、その具体的な説明と共に示すことが望まれる。

このような情報は、当該企業の知的財産の取得・管理の戦略、主力製品の市場での競争優位期間及び経営資源配分の状況を示すためのものである。したがって、事業若しくは技術・特許類型等の別、特許の実施の態様別（自社実施中の特許、将来事業化予定の特許、防衛特許 / その他）又は特許の性格別（基本特許、改良特許等の区別）等の様々な区分に基づいて整理された特許保有件数等、特許の取得・管理が当該企業の事業・研究開発戦略に照らして適正に行われていることが明らかになるような形で情報が示されることが望まれる。

なお、(1) 及び (2) とともに、各企業の経営上重要であれば、国内だけでなく海外を含めたり、主な国毎等に分けて開示することも考えられる。

9. 知的財産ポートフォリオに対する方針

開示内容例（期待される効果）

知的財産ポートフォリオによる管理の旨（機会費用の削減、経済的価値創出の期待）

【意義】

事業若しくは技術・特許類型等の別、特許の実施の態様別、又は特許の性格別等の様々な区分に基づいて整理された知的財産に関する情報、及び研究開発投資の期間配分等、当該企業の知的財産ポートフォリオに対する方針が示される情報の提供により、企業が全体としてどのような知的財産に基づいて収益を上げているか、又は上げようとしているかが明らかになり、その将来的収益性や中長期的成長の分析も容易になる。

このような情報を示すことが困難である場合も、例えば、現状説明を超えて、将来に向けた特許の棚卸しに関する姿勢など、取組の姿勢や方針の説明を付加することでも有効性を発揮することがある。

10. リスク対応情報

開示内容例（期待される効果）

知的財産権侵害に対する法的措置（攻撃・防衛）

特許・ライセンス契約、関連法規制の変更がキャッシュフローに与える影響とその対処（競争優位持続期間の推定、リスク管理体制整備の推定）

【意義】

収益に大きく貢献している特許について、特許の存続期間の終了や無効審判の提起等、企業価値に重要な影響を及ぼす可能性のある事実について、適切な時期に公表しないことは、関係者に対して不信感を与えることになりかねない。このような事態に対する取組を適時に公表することは、企業にとって企業価値の変動を最小限に抑制することに資する。

また、このようなリスク対応情報については、企業価値に重要な影響を及ぼすリスクが発生する都度、適当な媒体で、適時に開示することが望まれる。

なお、中小・ベンチャー企業については、例えば、事業の中核となる特許に対する潜在的抵触が考えられる先行特許、事業の拡大に向けた課題の情報を提供することが求められる。

第5章 開示情報の利用への期待

最後に、本指針に準拠して任意に開示された知的財産情報について、期待される利用のされ方を概観する。

本指針は、企業と市場との間の相互理解を高めるための一つの基本的手法として知的財産情報の開示を推奨するものである。従って、企業としては、当該指針に従った報告書を発行するだけでは、必ずしも本来の目的が達成されるとは言えない。また、投資家としても、単に受動的に企業が発行した報告書を受け取るだけでは十分でない。そこで、相互理解の向上を図る方策として、それぞれ次のような活動が行われることが期待される。

まず、企業側としては、知的財産報告書を年次報告書と共に定期的・継続的に発行することや、インターネットを通じて当該報告書を広く一般に利用しやすく提供すること、当該報告書を基礎として知的財産に焦点を当てた投資家向けの説明会を経営者が定期的に開催すること等が期待される。こうした情報の普及や投資家の啓発といった活動を通して、知的財産の情報開示に対してしばしば指摘されてきた諸問題（例えば「誤導（ミスリード）」、「数字の一人歩き」といった問題）は、減じていくと考えられる。

他方、投資家側としては、断片的な情報を鵜呑みにするのではなく、本指針に従って企業が発行する報告書を基礎として、知的財産の事業活動への貢献という視点から企業の収益力の成長性・持続性を見極める能力を身に付けていくことが期待される。当然のことであるが、必要に応じて、定期的に企業から発せられる情報を出発点として、他の入手可能な情報源の利用や企業への意見交換等を通じて、自ら情報を収集し、分析を行うことが期待される。

このように相互理解の向上を図ることによって、知財経営を行っている企業が市場から適正に評価されて、ひいては我が国において高付加価値経済への転換が促進され、知的財産立国が実現されることが期待される。